

内容を十分にお読みください

ご契約に関する重要事項のご案内

本書は、電気事業法の規定にもとづき、ご契約に関する重要事項を説明するものです。下記事項のほか、当該ご契約のオプション契約約款を必ずお読みください。

なお、各種約款は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）でご確認いただけます。

1. 契約の成立および契約期間

- 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
- 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、オプション契約約款による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。
なお、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

2. 料金の単価および算定方法

- 蓄熱ピーク調整を実施した場合の月々の料金は、電力契約標準約款（高圧）（以下「標準約款」といいます。）またはオプション契約約款によって料金として算定された金額から、割引額を差し引いたものといたします。
- 料金プランの適用条件、料金単価等の詳細については、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）に掲載しているオプション契約約款等をご確認ください。

3. 割引額

割引額は、契約調整電力および1月の調整時間によって、次により算定いたします。

$$\text{割引額} = \text{契約調整電力} \times \text{割引単価} \times \text{調整時間}$$

4. 契約調整電力

- 契約調整電力は、調整時間中に蓄熱式冷暖房負荷設備等（以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）を調整する電力とし、蓄熱式負荷設備の調整内容により、次のとおりといたします。
 - 蓄熱槽に蓄えた熱で暖房または冷房等を行なうことにより、蓄熱式負荷設備の運転を停止する場合は、蓄熱式負荷設備の定格容量（キロワット）といたします。
 - 蓄熱槽に蓄えた熱を熱源として蓄熱式負荷設備を運転する場合は、機器ごとに当社が認定したピークカット電力（キロワット）といたします。
- 蓄熱式負荷設備の調整は、当社認定の蓄熱コントローラーまたは制御装置によるものとし、自動的に調整を行なうものといたします。

5. 割引単価

割引単価は、1月につき契約調整電力1キロワット1時間当たりの金額とし、オプション契約約款に定めるところによるものといたします。

6. 調整期間および調整時間

- 調整対象期間および調整対象時間の範囲内において、調整期間（12月を含みます。）および調整時間（冬季は16時から17時を含みます。）をあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

なお、調整期間は継続して1暦月単位、調整時間は継続して1時間以上とし、調整時間が1時間をこえる場合は30分単位といたします。

- 調整対象期間および調整対象時間は、次のとおりといたします。

イ 調整対象期間

(1) 夏季

7月1日から8月31日までの期間といたします。

(2) 冬季

11月1日から2月末日までの期間といたします。

ロ 調整対象時間

(1) 夏季

13時から16時までの時間といたします。

(2) 冬季

16時から18時までの時間といたします。

7. その他

- 調整時間中において、調整が実施されなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。
- 需給契約の申込み（変更または廃止を含みます。）の方法等の本書に記載のない事項については、お客さまが適用を受ける、標準約款またはオプション契約約款の業務用取引量別契約もしくは産業用取引量別契約に定めるところによります。本書と合わせてそれぞれのご契約に関する重要事項のご案内、標準約款、料金表（高圧）、オプション契約約款等をご確認ください。

- 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、オプション契約約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ 一般送配電事業者の北海道電力ネットワーク株式会社または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、オプション契約約款を変更する必要が生じた場合

ハ その他、オプション契約約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

- オプション契約約款を変更する場合には、当社は、オプション契約約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃ともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせいた

します。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

- (5) 本書に記載のある事項のほか、お客さまからの申込みにおける契約締結前の供給条件の説明について電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネメール」を含みます。）に掲載する方法等により行なうことがあります。また、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネメール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
- (6) 本書に記載のある事項は、お客さまとの需給契約上特に重要となる事項を抜粋したものであり、需給契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、需給契約の詳細は、オプション契約約款に定めるところによります。

[お問い合わせ先]

北海道電力株式会社（小売電気事業者登録番号 A0267）
所在地 〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地
（電話番号）0120-07-5154
電話受付時間：9：00～17：00
（休業日：土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日、5月1日）
